

現地調査の費用に関する規程

制定 平成 23 年 2 月 1 日（プライバシーマーク審査会）
変更 平成 24 年 3 月 22 日（プライバシーマーク審査会）
変更 平成 26 年 3 月 19 日（プライバシーマーク審査会）
改定 令和 6 年 3 月 13 日（プライバシーマーク審査会）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本グラフィックサービス工業会（以下、審査機関という）が、プライバシーマーク審査業務管理規程（以下、「管理規程」という。）第 4 章第 5 節に基づき、現地審査の費用（以下、「現地審査費」という。）について定める。

（現地審査費用）

第 2 条 プライバシーマーク審査センター長は、申請事業者に対して現地審査場所の所在地により以下の交通費および宿泊費を請求する。

(1) 東京都 23 区の事業者 一人当たり 1000 円

(2) 東京駅を起点として片道 70 キロメートル以内の事業者 下記の通り

一 交通費 当該現地審査に伴って発生した鉄道運賃、バス運賃、必要に応じてタクシー運賃を請求する。

(3) 東京駅を起点として片道 70 キロメートル以上の事業者 下記の通り

一 交通費 当該現地審査に伴って発生した鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃、バス運賃、必要に応じてタクシー運賃を請求する。

なお、交通費は、現地審査当日の正規料金に基づき請求する。

二 宿泊費 1 泊 12,000 円の定額。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求する。

イ. 審査機関の所在地を基点として、審査対象地が 140 キロメートル以上にある場合

ロ. 東京駅または東京国際空港（羽田）を発着の起点として、移動時間及び審査時間の合計が 12 時間を超える場合

ハ. その他、上記イ、ロに準じるとプライバシーマーク審査センター長が判断した場合

（請求および振込）

第 3 条 現地審査費は現地審査終了後に請求する。

2. 現地審査を受けた事業者は、すみやかに審査機関の指定する金融機関に現地審査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。

3. 請求にあたって審査機関は、交通費および宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(規程の公表)

第4条 本規程は、審査機関のウェブサイト上で公表する。

(改定)

第5条 本規程の改定は、プライバシーマーク審査会において行う。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程の変更は、平成24年3月22日より施行する。

この規程の変更は、平成26年4月1日より施行する。

この規程の改定は、令和6年4月1日より施行する。

以上